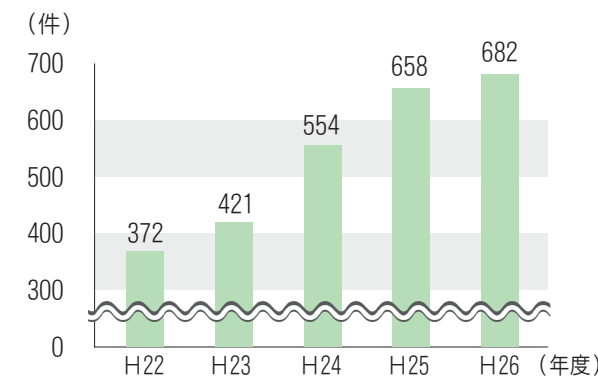


5月は消費者月間

悪質商法・特殊詐欺にご用心

毎年5月は、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発や教育などを行う「消費者月間」です。悪質商法や特殊詐欺から身を守るため、日ごろから対処のポイントを学んでおくとともに、すぐに相談できる窓口を確認しておきましょう。

消費者契約(悪質商法など)に関する相談件数 [市民生活総合相談センター]



悪質商法は、健康問題や将来への不安、あるいは孤独感に付け込み、言葉巧みに不要なものを売り付けたり、高額な契約を結ばせたりしようとするなど、年々手口が巧妙化・多様化しています。悪質商法は、健康問題や将来への不安、あるいは孤独感に付け込み、言葉巧みに不要なものを売り付けたり、高額な契約を結ばせたりしようとするなど、年々手口が巧妙化・多様化しています。

悪質商法はごく身近にあります

市民生活総合相談センターには、日々さまざまな人から相談が寄せられています。平成26年度の消費者契約(悪質商法など)に関する相談件数は682件で、前年度と比較するとほぼ横ばいとなっています。

被害に遭わないためにも、消費者自身の自覚だけではなく、家族や周りの人との情報共有と見守りがいっそう大切となっています。

悪質商法の例

- 送り付け商法：注文していない商品を送り付け、後から一方的に代金を請求する
- 点検商法：無料点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして高額な契約を結ばせる
- リフォーム商法：建築の知識のない人の不安をあおり不必要な工事や器具の設置を高額で行う
- 内職商法：仕事を提供する代わりに高額な登録料や教材費を支払わせる

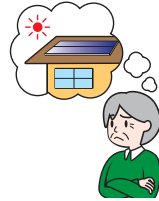
特殊詐欺への注意も必要です

悪質商法と同様に、なりすまし詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺についての相談も寄せられています。特殊詐欺は、誰でも被害に遭う可能性があるため、日ごろから情報収集しておくことが大切です。「私はだまされない」「私は大丈夫」

▼こんなトラブルに遭わないためには どうすればいいの？

1 電力小売り自由化 便乗商法に注意

電力小売り自由化に伴い「太陽光発電システムを設置し、電気を売電すればもうかる」と言われた。設置料金が高額で、ローンを組んで月々1万円の支払いだが、売電金額がいくらになるのか分からず、本当にもうかるのか不安だ。



ワンポイントアドバイス

電力小売り自由化を口実にさまざまな勧誘が行われています。便乗商法に注意しましょう。電力会社を選択する際には、制度や条件など正確な情報を収集し、よく理解してから契約しましょう。

2 光回線サービスの乗り換えは慎重に

大手電話会社を名乗り「新サービスを利用すると安くなる」と電話がかかってきた。安くなるならと思い、担当者に言われるまま転用承認番号をインターネットで取得し伝えた。しかし、後から送られてきた通知を見て、今までとは別の会社との契約であることが分かった。



ワンポイントアドバイス

光回線サービスの卸売りが開始され、多くの事業者が光回線と独自サービスをセット販売しています。乗り換えるとそれまで契約していた会社との契約はなくなりません。契約内容をよく理解しましょう。

3 知らぬ間に定期購入 通販トラブル

新聞の折り込み広告を見て健康食品の無料サンプルを注文した。サンプルが届いた翌月に、注文していないのに同じ商品が届き、請求書が同封されていた。業者に確認したところ、一定期間内に申し出をしないと自動的に定期購入になってしまうことが分かった。



ワンポイントアドバイス

通信販売は広告やカタログ、携帯電話などから簡単に申し込みができ、中高生から高齢者まで幅広く利用されています。通信販売にはクーリングオフはありません。ルールをよく確認してから注文しましょう。

4 還付金詐欺に注意

自宅に市役所職員を名乗る人物から電話があり「還付金があるが手続きされていない」と言われた。スーパーのATMへ行き電話するよう指示され、言われるがままにATMを操作した。後日、通帳を記帳し、100万円を振り込んでいることに気が付いた。



ワンポイントアドバイス

還付金がATMで支払われることはありません。携帯電話を持ってATMに行くよう指示されたら詐欺を疑いましょう。

出前講座を活用しましょう

市民生活総合相談センターでは、消費生活にまつわる困りごと全般の相談に応えています。また、悪質商法による契約トラブルや特殊詐欺被害を未然に防ぐため、消費生活相談員などが地域に伺い、悪質商法や特殊詐欺の具体例や対処方法を分かりやすく説明する「出前講座」を行っています。講話だけではなく、寸劇やクイズなどの要望にもお応えします。出前講座の開催は無料です。ぜひご利用ください。

相談・出前講座の申し込みはこちらへ 市民生活総合相談センター

電話 24-2111(内線259・459・460・461)

相談日 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※来所時間により、後日の対応となる場合があります。終了時間の30分ほど前までの来所をお勧めします

場所 市役所本庁(新館1階)

声に出して練習しよう！悪質業者を撃退する断り言葉

●効果的な断りの言葉

「買いません」
「必要ありません」
「今後、勧誘(電話)は二度としないでください」
「お帰りください」

※相手に「勧誘しても時間の無駄」と思わせることがポイントです

●してはいけない断り方

「いいです」
※承諾したと都合よく解釈されます
「考えておきます」
※なぜ今決められないのかと、さらに契約を迫られます
「忙しいのでまた今度」
※その後もしつこく勧誘を受けてしまいます